

らしんばん

議会報告



2018年6月議会号
発行日 / 7月15日

発行：静岡県議会議員 鈴木すみよし事務所

ディアナ号記念碑(広見公園)



目次

- 1. 県議会6月定例会開催 P1
- 2. 常任委員会「文化観光委員会」での主な論戦から P2
- 3. 手話は言語 P2
- 4. 避難生活の手引きと避難所運営マニュアル P3
- 5. 県内産業の成長を担う人材確保 首都圏の実状
地域の課題と進捗状況 P2・3
- 6. 議会外の視察・研究報告 P4
- 東部地域発達障害支援 P4
- 6月議会で決定した国へ提出される意見書 P4
- ホットなつぶやき 県政相談窓口 P4

ハイライト



ふじのくに茶の都ミュージアムの開所式。茶の殿堂の誕生。



富士山砂防は国直轄事業。国機関所長と視察。



世界遺産宗像大社辺津宮宮司からお話を伺う。



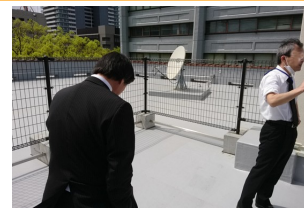
国道469号建設促進期成同盟会総会が開催。



台湾日本関係協会(台湾外務省)の張秘書長と。



台湾国際教育旅行連盟会長と日華友好議連会長。



県庁建物内の全面禁煙が導入され喫煙は屋上で。

1. 県議会6月定例会開催(6月21日～7月10日まで開催)

本年度は今後10年間の県政の方向性を示す「総合計画」(県新ビジョン)の初年度となります。

県政概要では、地震津波対策のさらなる強化、「静岡県性暴力被害者支援センター」の設置、待機児童ゼロの推進、「売れるものづくりサポートセンター」の設置、EV化対策と支援、移住・定住の促進、大規模太陽光発電施設の適切な導入、世界遺産関連、駿河湾カーフェリー支援などの説明がありました。

6月補正予算では、浜松市沿岸地域防潮堤等の整備事業費の変更、日本平山頂シンボル施設への指定管理導入、富士山静岡空港の基本施設に係る更新投資、昨年10月の台風21号により被災した清水海岸の復旧費などが追加となりました。

条例改正では、地域再生法の改正に伴い、本県への本社機能の移転等を促進するための事業税および不動産取得税に関する特例の延長に伴う条例改正。地方税法の一部改正に伴い、一定基準を満たす住宅の耐震改修を行った場合について、不動産取得税の申告方法等を定める条例。個人番号を利用することができる事務に、高等学校等奨学金付金の支給事務を追加する条例改正。地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部改正に伴い、療養病床の病

床数の算定に関する措置を改める条例改正が行われました。

この中で本県への本社機能移転等に関し、取り組んだ平成28年度、29年度の効果では、13社が本県内に移転し、625人の新たな雇用が生まれるなど、大きな成果が得られたことなどが報告されました。

その他、土木・建築請負契約の一部変更、富士山静岡空港の民間事業者による公共施設等運営権の設定、人事案などが審議されました。

私は今期、**常任委員会の文化観光委員長**として委員会運営に采配を振るうことになり、前述した日本平山頂シンボル施設や富士山静岡空港関連事業、東京2020オリンピック・パラリンピックおよびラグビーワールドカップ2019関連、観光・スポーツ振興、県立大学・文化芸術大学、私学振興などを所管し、委員長としての責務をしっかりと果たしていきたいと思っております。

今年度は**議員発議条例制定が2件計画**され、そのうちの「自転車の安全適正利用促進条例」を担当することになりました。**私が県議になって以降の7年間は、議員発議での条例制定が積極的に行われ、議会の責任を果たしている**と感じています。

今年度は、**県議会文化観光委員会委員長**

ほか県国土利用計画審議会委員等5役に就任中

最新の活動情報をブログで配信中。



2. 常任委員会「文化観光委員会」での主な論戦から

富士山静岡空港における公共施設等運営権制度導入の目的及び県の費用負担への影響については、当局から、空港の更なる活性化と県内経済発展への貢献、県民の利便性と利用者満足度の向上、県民負担の軽減の3つを運営権制度導入の目的としている。また、費用負担への影響については、滑走路やエプロン、旅客ターミナルビルなどの更新費用を運営権者が全額負担し、その他の基本施設等も運営権者が1割を負担することとした。現在、年間6億円程度の県費を投入している空港の運営経費についても、事業の収支一体化により、運営権者の収入で賄われることになるなど、将来にわたる空港の管理運営に係る県の費用負担の軽減に結びつくものと考えている。

駿河湾フェリーの事業撤退への対応については、当該フェリーは、利用者の8割が観光利用であると同時に、生活交通や物流に欠かせない交通手段でもあり、さらに、有事の際には海上からの緊急輸送が可能になるという防災上の活用も考えられる。部局横断的な「駿河湾フェリープロジェクトチーム」の第1回会議を6月20日に開催したが、今後、当チームにおいて、県民から理解が得られる最適な手法を検討していく。そして、来年4月以降の切れ目ない事業継続に向けて、関係する市町・団体等と連携して、9月までには対応策を公表する。

東京2020オリンピック・パラリンピック自転車競技の静岡県開催に向けた都市ボランティアの募集状況及びその待遇につい

ては、3月26日から6月30日まで募集をした結果、目標人数の700名を上回る817名の応募があった。企業や民間団体の方々から一生に一度のチャンスで是非とも参加したいという声があったことから、今後も引き続きボランティアの機会を提供したいと考えている。また、活動期間中の食事、交通費については、東京都の都市ボランティアと同じく支給の方向で検討しており、ユニフォームについても統一のものを支給したい。

公益財団法人であるSPACの公益性が確保されているかについては、これまで約14万人の中・高校生が鑑賞しており、アンケートを実施したところ、「よかった」と言う声が80%を超えている。また、昨年度はフランスのアビニョンで公演を実施したり、今年度は国の大型補助金に採択されたりなど、県民からも海外からも一定の評価を受けていることから、SPACの公益性は確保されていると理解しているとの答弁がありました。SPACは公益財団法人であり、多額の公金を費やしていることに留意し、その活動においては常に公益性を考えていくよう期待します。

そのほか、●ラグビーワールドカップ2019開催に向けた取り組み ●静岡文化芸術大学における匠領域の設置 ●富士山保全協力金を原資とした下山道の安全対策 ●静岡県サイクルスポーツの聖地創造会議における自転車活用推進計画策定の進捗状況 ●静岡DCプレキャンペーンの総括などについても質疑等がありました。

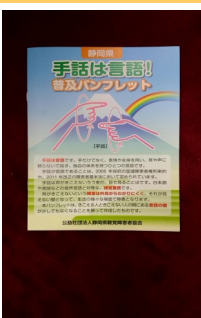
3. 手話は言語

議員発議による「静岡県手話言語条例」が2月定例会で制定されました。私達議員も、仕組みだけを作って後は知らないということではなく、自らが条例の趣旨に基づき理解を深めるための**研修会を開催**しました。

講師は、公益社団法人静岡県聴覚障害者協会で、資料に「**手話は言語！ 普及パンフレット**」を作成し用いました。パンフレットの表紙には、「手話は言語です。手だけでなく、表情や全身を使い、**耳や声に頼らないで話す、独自の体系を持つひとつの言語**です。手話が言語であることは、2006年採択の国連障害者権利条約や、2011年改正の障害者基本法において定められています。」と説明がありました。

さらに、手話は目で見ることばで、日本語や英語などの音声言語と対等な「**視覚言語**」であること。耳が聞こえないという障害は外見からわかりにくく、生活の様々な場面で障害となっている。このパンフレットは**聞こえる人と聞こえない人の間にある「言語の壁」が少しでもなくなるように**と作成されました。

講話では、世界の様々な国々の手話や、身振り手話



普及パンフレット

の違い、さらに手話実技では、あいさつ、自己紹介などを体験しました。

国毎の手話の中で、「食べる」ではその国の食べ方がそのまま手話に反映され、箸を使う国やパンをちぎって食べる仕草、インドのように直接手で食べる国など、初めての私達にとっても分かりやすい表現であることに気付かされました。また、国内でも方言があるように、地方によって手話の表現が異なり、まさに言語であることを実感しました。

条例制定に関わり、様々な会合の場面では手話通訳者が活躍されていることは知っていながらも、自らが手話を使って会話することは初めてで、かつて、初めて外国人と英会話を交わしたときと同じような興奮を思い出しました。一度経験すると、特に違和感はなく、日常の中で自らが手話にもっと近づいていく、使ってみる努力は必要で、そのことにより手話への理解が進むことを実感しました。

地域の課題と進捗状況 (各地の要望から)



富士見台外周道路の横断歩道。近くの認定こども園に通う園児達を交通事故から守るために、標識等の改修を実施。



愛鷹南麓の増川地区にある浅間古墳の保護と活用のため、地域の町内会役員と、現場を視察し意見交換。



田子の浦港東側に整備が進む砂山公園。一部が供用開始され、運営管理について県・市・地元で協議を始めた。



神戸地区に誕生した企業主導型保育施設の開所式。放課後デイサービス施設で働く関係者の子育てを支援するもの。

これからもういっしょにパワーアップ!



4. 避難生活の手引きと避難所運営マニュアル

大きな災害が発生した際の避難所は、その機能が発揮されているか大きな課題となっています。県では、平成9年に大規模災害発生後に被災者が生活する避難所の運営を円滑に行うための「避難所運営マニュアル」を作成し、また平成19年度に改訂し、防災関係者などに配布して避難所の運営能力の向上を図ってきました。

しかし、平成7年には阪神淡路大震災が、平成23年には東日本大震災が、さらに平成28年には熊本地震が発生し、そのほかでも豪雨災害などによる自然災害の発生たびに、避難所生活における様々な課題が見えてきました。

その課題とは、**高齢者や障害者などの要配慮者や女性、小さな子どもへの配慮が十分でなく、避難所の外で車中泊をする避難者などへの対応も検討する必要**ができました。また県民のアンケート結果からも、避難所運営については不安があることが分かり、各地での大災害の経験を経て見直しが迫られていたところでした。

これらに対処するため、県では運営マニュアルの見直しを図り、自主防災組織や市町防災担当者、学識経験者で構成する「避難所のあり方検討委員会」を立ち上げ、議論した意見を踏まえて、新たなマニュアルの作成に取り組み、このほど完成して県内の防災組織に配布することになりました。

マニュアルは2種類あり、「避難生活の手引き」と「避難



避難生活の手引き



避難所運営マニュアル

所運営マニュアル」があります。

「避難生活の手引き」は、避難生活の必要のない在宅生活継続に努めることや、避難所は利用者が主体的に運営することを基本とした上で、避難生活の留意点や住まいの再建までの流れなどについて概要を説明しています。

「避難所運営マニュアル」は、実際に避難所を運営する際の実務書として、運営上のルールづくりや留意点などについて、イラストや図表で分かりやすく説明をしています。避難所運営は、行政が行うものと考えている人は少なくありません。行政職員も被災者となることは当然あり得ることで、利用者が主体で運営しなければならず、そのためのルールや運営方法が具体的に示されることで、不安はかなり解消されることと期待されます。ただ、マニュアルの中身については普段から防災訓練などを通じて熟知しておくことは重要です。

これらの避難マニュアルは、**市町を通じて各自主防災組織に配布される**ことになっています。

5. 県内産業の成長を担う人材確保 首都圏の実状

就職サポートセンターは、首都圏の学生を対象に、個別の就職相談や企業紹介、就職応援セミナー等を実施し、県内企業の持つ高い技術力や将来性、職場環境などの企業情報とともに、県内に就職された方の協力を得るなどして、本県の暮らしやすさや地域の魅力を効果的に発信し、県内への就職を促進する機能を果たしています。

本年3月に1ヶ月間開催された「日替わり静岡県県内企業説明会」では、訪れる学生数も少なく状況は昨年よりも厳しかったようです。浜松市でも、東京、名古屋、大阪の大都市で開催しましたが状況は変わらなかったといいます。このところ好景気が続き学生にとっては売り手市場ですが、一方で中小企業の苦戦が伝わってきます。3月期はまだ大手中心に就活が展開され、それが落ち着く6月頃から中小企業にチャンスが巡ってくるのもいい、このような支援事業は、この時期でなく6月頃に実施することが良いのではという感想をいただきました。

有楽町にある**“ふじのくににすみかえる”静岡県移住相談センター**は開設から3年目を迎え、認定NPO法人が運営し、全国の施設が同居しています。本県の本年度事業では、「転職」を考える時期となる25歳～34歳位の県外在住の若い社会人に、努力をすれば自らの夢を実現し、幸福を実感できる舞台としての本県の大きな「魅力(暮らしやすさや生涯収支モデルプランなど)」や「場の力(ポテンシャル)」をSNSなどの情報媒体や同窓会のネットワーク等を通じて届け、若者の『30歳になったら静岡県！』の第一歩を応援するとしています。

担当者は、「窓口を訪れる人達の年齢は、年々若くなる印象があり20歳代～40歳代が多い。彼らは新卒として就職し、現在の仕事の様子が見え始め、次のステップを考える時期にさしかかる頃で、職種はIT企業が多い。しかし、中小企業は新卒者に関心が向き、優秀な中途採用にも目を向けるよう改善の余地がある。

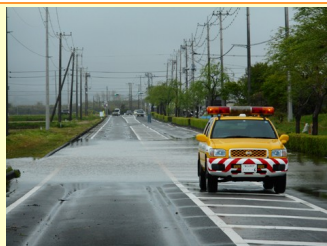


ふじのくににすみかえる”静岡県移住相談センターの担当者

この年代は家族持ちも多く、子どもの保育や教育環境が整っていなければ転職による移住はできない。本県の場合は、東海道線沿いに期待される企業が多い反面、保育や教育環境が整っていない、待機児童が多い都市ばかりである。」などの改善は急務です。さらに、女性の再就職は厳しく、転職でしかも地方に移ると、これまでよりも所得が減少することもあり、共働きが必要になる可能性が高まるなか、これもマイナス要因となっているようです。

そのほか、磐田市では農業への就労希望者が増えているといい、JAなどの支援機関との連携が評価されています。

貴重な現場の情報から厳しい現実を突きつけられ、それを解消する施策として見直しが必要なことを感じました。



4月18日の豪雨では、市内各地で水害が発生。川尻地域の低地は豪雨の度に道路が冠水し、関係者と現場視察。



富士市東部の春山川下流域の土手が崩れた現場を調査。県は応急処置を行ったが、今後の対策を協議。



富士岡入町地区の赤淵川沿いに新築された住宅。土手と河原の高さが5m近くあり、危険防止のため現地を視察。



富士市水防団による市内危険箇所の巡視に同行。吉原中心部の和田川の河川改修の課題を関係者と協議。

6. 議会外の視察・研究報告

県水産技術研究、世界遺産、災害支援・教育、日本台湾の交流



県水産技術研究所は日本で一番深い駿河湾、太平洋に広がる良質な漁場など、漁業に適した本県の水産技術を開拓する中枢の施設。



明治日本の産業革命遺産(山口県萩市)。長州藩に所属し日本の工業改革の源となった5人の足跡を示す、世界遺産ビジターセンターの明倫学舎。



沖縄に駐留する米海兵隊の司令部があるキャンプハンセンを訪問。副司令とは、静岡県との災害支援に関する取り組みの実状を確認。



台湾台中市にある921地震教育園。台湾中部を襲った地震は中学校直下に断層が発生し、校舎を破壊。遺構として地震教育の場となった。



台湾の日本側窓口となる日本台湾交流協会を訪問。観光・産業振興や台湾と富士山静岡空港との航空便の課題について意見交換。



台湾の先端技術研究の中枢となる、工業技術研究院を視察。ここでの研究成果はベンチャー企業の育成に生かされ、本県との研究も関わる。

東部地域発達障害者支援の行方

東部地区「県発達障がい者支援センター」の撤退が気に掛かります。私達県東部地区選出の県議会議員ならびに市町議員の超党派で構成する「発達障がい者の支援を考える議員連盟」は、5年以上前から東部地区の発達障がい者の支援を進めるために、勉強会などを開催し現状を捉え要望活動を続けてきました。その結果、東部市長会などとともに、相談窓口だけでなく医療・療育機能を備えた施設の設置等を県に求めてきただけに、今回の「晴天の霹靂」に驚くばかりです。

静岡市に一本化するという理由は、発達障がい者支援法が定める高い専門性を2つのセンターで提供するのが困難になったということです。

2012年に開設し、東部地域の発達障がい相談の受け皿として当事者やその家族が直接、医師、心理士らと相談できる場所でしたが、今年4月以降は、新規相談希望者のうち面接が必要な場合は初回のみ職員が静岡市の本所から出向いて対応しますが、継続的な相談は原則として本所に来ていただくか、東部周辺の支援機関を案内するとしていますが、十分でなく今後引き続き、要望活動を行っていきたいと思います。

県政相談窓口

地域の課題、道路・河川等の整備などについてのご相談窓口です。市と県、国の担当範囲が明確でない場合もありますが、こちらで判断致しますので、区別なくお気軽にお問い合わせ下さい。

ご相談いただいた内容については、必要に応じ関係機関に確認しますが、内容に応じてお時間がかかることもありますので、ご容赦下さい。

◆6月議会で決定した国へ提出される意見書

- ① 医師の地域間・診療科間の偏在解消を求める意見
- ② 消防用設備等の保守点検業に係る業法の制定
- ③ 外国人技能実習制度の適正な運用に関する意見
- ④ 地方消費者行政の充実・強化に関する意見
- ⑤ 旧優生保護法により強制不妊手術を受けた被害者の救済を求める意見
- ⑥ ヒアリ等外来生物対策の推進を求める意見

♥ホットなつぶやき

新年度を迎え、地元選出県議会議員として県政から見た市政への課題を取りまとめ、市幹部とのすり合わせを行い、多くの市・県・国が連携した取り組みが見えてきました。市政の将来像に大きな影響を与えるものもあり、その実現に向け積極的に取り組みます。

発行者：静岡県議会議員 鈴木すみよし事務所

「県政相談窓口」および「らしんばん」連絡先

静岡県富士市比奈1418番地の2F 417-0847

☎0545-34-0683 FAX.0545-38-0070

メールアドレス himena@tokai.or.jp

ホームページ <http://sumiyoshi.info/>

ブログ <http://blog.goo.ne.jp/>

